

秩父市農業委員会 令和6年 第6回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年6月24日(月)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和6年6月24日(月)午後3時17分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席	●	第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席	●	第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
日程第2 議事日程の報告
日程第3 総会成立の報告
日程第4 議事録署名委員の指名
日程第5 諸報告
日程第6 審議議案の報告
日程第7 議案審議
- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
議案第27号 農地法第2条第1項に規定する農地に
該当するか否かの判断について (2件)
議案第28号 特定農地貸付け規程の変更の承認について (1件)
- 日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主事	佐々木一輝		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

13番 新井 一雄 委員 及び 1番 新井 範 委員、以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1、農業用施設の設置についてでございます。

まず番号1ですが、届出者は●●●●●●●●●●沿いで●●●、●、●の栽培を行っており、委託販売のみならず、規模拡大し直売を行いたいとのことで、●●●●●●●●●●●●●●の横に、売店を設置するとのことです。

併せて来場客用の駐車場も計画しております。

続きまして番号2ですが、1ページ議案第25号番号●と関連しますが、3条申請で取得する農地の一部に、農機具や軽トラック等を収納する農機具小屋1棟を設置するとのことです。

以上、よろしく願いいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長

議案を報告する前に、議案書の訂正を一つお願いいたします。

4ページ議案第27号番号2の所有者の住所ですが、茂呂本郷の「も」の漢字を、「茂」ではなく「毛」の文字に訂正をお願いいたします。

それでは、令和6年 第6回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	4件
議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	7件
議案第27号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか 否かの判断について	が	2件
議案第28号	特定農地貸付け規程の変更の承認について	が	1件

以上でございます。 よろしくをお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第25号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)

議長（横田 友会長） 次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 私からは、番号1について、説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は ●●● 字 ● 畑 5筆 ●, ●●●㎡で ●●●● ●●●の北東●●●m
付近に位置し、平成●年遺贈により取得した土地です。

譲受人は、申請地まで車で●分の●●●●●に居住しています。

農作業経験は●●年あり、●月の総会で同じ譲渡人から畑●, ●●●㎡ (●●) を売買により
取得することで議決いただいておりますので、経営規模の拡大による就農を予定しています。

作付計画では、●●●●・●●●・●●●●●・●●●●等を栽培する計画です。

小型耕うん機●台と軽トラック●台を所有し、就農は可能であると見受けられます。

現地を確認したところ、露地野菜が栽培されておりますが、隣接する駐車場の一部が農地に
越境して使用していることが今回の3条申請で判明しました。

譲渡人からは、法令に従い進める必要があることを知らず現在に至ったことに対して始末書
が提出されています。

併せて、譲受人からは、諸報告番号●で説明のありました「農業用施設に供したい旨の届出」
がなされていて、コンクリートが打設されている無断転用部分の●●. ●㎡に農機具用の小屋
(●●㎡) 建築と軽トラの駐車場に使用したいとのことです。

説明は以上です。

事務局（江田事務局長） 私からは番号2と3についてご説明します。

まず番号2ですが、譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 1筆 面積 ●●●㎡ で、譲渡人が 平成●●年●月に
相続により取得し、先月●月●●日に分筆されております。

案内図をご覧ください。

申請地の所在につきましては、●●●●●●の北北西約●●●mほどに位置しております。

前回の総会で取り下げとなった案件です。

一部コンクリートが打っており、それを剥いでまた新たにコンクリートを打ってしまった部分が、意見の相違があったようで、その部分は先ほど諸報告で農業用施設を置くとのことです。

農地部分は問題ないと思いますので、皆さまのご審議よろしく申し上げます。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

現地を3回ほど見に行きました。

コンクリートが打ってある部分があり心配だったのですが、諸報告でありましたとおり農業用施設の届出をされたようですので、問題ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。

番号2についてですが、事務局長の説明のとおりです。

現地確認に行ったところ、しっかりと耕作されていて、新規の取得とはいえ現地を14年耕作してきた経験もありますので、問題ないと考えます。

懸念としては譲受人の年齢が気になりますが、できるだけ長く耕作していただきたいと思えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

2区 関根 正男推進委員 2区の関根です。

先日、江田事務局長と長谷川委員とで現地を確認しました。

●●から通いで●●分程かかるとのことですが、現地はキレイに耕作されていました。

面積的には家庭菜園より少し広い感じで、よろしいのではと思いますが、住宅地にするにもちよほどよい面積のような気がします。

問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。番号3です。

先日事務局長と栗原推進委員と現地を確認しました。

農業体験から申請地を見つけたとのことで、隣に空き家がありまして、所有者は施設に入っているのので空き家となっていますので、そこで寝泊まりしながら耕作するそうです。

申請地はキレイに管理されていました。

契約期間が2年となっていますが、体験をして期間延長する可能性もあると思いますので、できるだけ長く借りていただきたいと思いました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号4について意見を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりです。

先日、新井推進委員と事務局とで現地を確認しました。

申請地は耕作されており、作付計画書に記載されている作物も栽培されていました。

また、母親といっしょに耕作していくとのことで、特に問題ないかと判断しました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

5区 新井 明弘推進委員 5区推進委員の新井です。

芦田委員のお話のとおり、現地は●●という地名でクマが出るようなところで、山間地ですが、今回広い面積となります。

新規就農ではありますが、以前から譲渡人より借り受け耕作していました。

また、獣害対策もしっかりやっていますので、問題ないかと思えます。

ご審議お願ひいたします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第25号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第26号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （7件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号3について説明します。

まず、番号1について説明します。議案書の2ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から南東に約●●●m付近に位置し、立地の基準につきまし
ては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅です。

申請事由について説明します。譲受人は現在両親の実家で生活しておりますが、手狭となっ
たため、申請地へ自己用住宅を建築し移り住みたいとして申請されました。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接地に農地はありません。

現地を確認したところ、不耕作の状態でした。

なお、申請地は昭和●●年に譲渡人の父が農地転用の許可を受け、住宅として利用されてお
りました。

しかし、住居を建築した際に地目変更を行わず、その後住居を撤去したため登記地目を変更す
ることができず畑のままになっていました。

この度、譲受人が申請地を譲り受け宅地として利用しようとしたところ、再度農地転用の許可
を受ける必要があることが発覚し申請に至ったとのことです。

本申請には、当時地目変更を行わなかったこと、再度農地転用に至った経緯が記載された始末
書が添付されています。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から●●に約●●●m付近に位置し、立地の基準につきまし
ては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲です。

申請事由について説明します。

譲受人は●●●業を営んでおり、市内中心地から近郊であり交通の便もよく、幼稚園や高校もほど近く住宅地として適しているとして、申請地を買受け宅地分譲地●区画を造成し販売したいとして申請されました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。

また、隣接農地の耕作者からは本申請についての承諾書も添付されております。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 田 1筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

一体利用地の面積は●, ●●●. ●●㎡で、申請地を含めた面積は●, ●●●. ●●㎡です。

なお、一体利用地には畦畔が含まれており、現在、申請者が関東財務局と払下げに関する手続きを行っている途中です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北西に約●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲です。

申請事由について説明します。譲受人は●●●業を営んでおり、市内中心地から近郊であり交通の便もよく、中学校、高校や病院もほど近く住宅地として適しているとして、申請地を買受け宅地分譲地●区画を造成し販売したいとして申請されました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画も整っております。

また、隣接地に農地はありません。

現地を確認したところ不耕作の状態でした。

なお、本件は、一体利用地に畦畔を含んでおり払下げを行う必要があり、農地転用の審議を行う上で払下げの見込みを確認する必要があります。

同申請地では令和●年第●回総会にも農地転用の審議を行っており、総会における審議の結果、畦畔の払い下げ手続きの完了見込みが得られることを条件に許可相当とする意見を付して、農業委員会から埼玉県秩父農林振興センターへ進達を行っております。

しかし、同年●●月、畦畔の払い下げに時間を要し手続き完了の目途が立たず、農地転用許可の見込みが得られないことを理由に申請者から一度農地転用申請が取下げられました。

そしてこの度、畦畔の払い下げに関する手続きに進捗があったとして、改めて農地転用の申請が提出されました。

現在、畦畔については譲受人が関東財務局と協議を行っている旨、申請者の代理人から説明を受けています。

許可権者である埼玉県秩父農林振興センターへ農地転用における畦畔の払下げの扱いについて確認したところ、畦畔の払下げ申請書が関東財務局で受理されその申請書の写しを農林振興センターへ提出した段階で、払下げの見込みがあるとみなすとのことでした。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4について説明いたします。

譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●●畑 1筆 ●, ●●●㎡で、●●●●●●●●●●の西●●●m付近に位置し、譲渡人が平成●●年、相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲用地で●区画の分譲を計画しています。

申請事由ですが、申請地は市内中心地から近く交通の便が良く、近隣は閑静な住宅地で学校やスーパーマーケットにも近く、日常生活や防犯上の観点からも、住宅用地として適していることから選定し、土地所有者との取引が整い買い受ける運びとなったものです。

現地を確認したところ、耕作されている農地でした。

事業計画、資金計画等も整い、隣接農地所有者の承諾も得ており、問題は無いと考えます。

また、開発面積が1,000㎡を超えることから必要となる、事業計画事前協議申出書の手続きについては、●月●●日市建築住宅課に提出されています。

私からの説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号5番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●字 ●●畑 1筆 ●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の北側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅地の拡張でございます。

申請事由につきまして、譲受人は、申請地の隣接地に居住しております。

次の議案●番の案件になりますが、自宅の隣接農地に住宅が計画されていることを知り、その農地の隣接部分を売買により取得をすることで話がまとまり、今回申請に至りました。

現地は、不耕作地で幅50cm～60cm程度の細長い土地でございます。

番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●字 ●●畑 2筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●●●の北側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、秩父市内のアパートに居住しておりますが、手狭になってきたため、母親の所有地を使用貸借して新たに住宅を建築したいと申請されました。

現地確認したところ、すでに整地されており、下水道のマスも設置されていたため、始末書が

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号4について意見を申し上げます。

以前この申請地を借りて耕作をしている方と話をすることがあったのですが、もうあと何か月かで返さなければならないということでした。

今回、不動産業者が買い上げ宅地分譲するとのことですが。

残念ですが仕方がないことと思います。

皆さまのご審議よろしく願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号5と6について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局説明のとおりです。

なお2つの議案は譲渡人が同一人物であり、申請地も隣接しております。

まず番号5についてですが、譲受人は当該農地を住宅用地拡張のため取得したいとのことですが。

現地を確認したところ、当該農地は面積が●●㎡と極めて狭いことから、やむを得ないと思われました。

次に番号6についてですが、譲受人は譲渡人と親子関係にあり、当該農地に自己用住宅を建設したいとのことですが。

現地を確認したところ、当該農地には転用許可を受けないまま、すでに宅地造成の手が入っております。

この件については始末書が添付されており、また宅地化が進んでいる地域でもあることなどを考えますと、やむを得ないと感じました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号7について説明します。

概要は事務局からの説明のとおりです。

申請地は保全管理状態で管理されておりました。

申請地は変形でしたが、申請事由を確認したところ、やむを得ないのではと感じました。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは担当委員の意見の中で、条件を付して県に進達する旨のご意見がありましたので、その案件について、別に採決することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

それではまず、番号3につきましてお諮りします。

畦畔の払下げの手続きに見込みが得られることを条件に付したうえで、許可相当として埼玉県に進達することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号3についてはそのように決しました。

次に、番号3以外の案件につきまして、お諮りします。

議案第26号 番号3以外について、賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第27号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

判断について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第27号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(小川主幹) 番号1について説明をいたします。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●㎡ ●●●●●●●●の北西約●●●mに位置する土地でございます。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●日に新田委員さん、田口委員さんと現地を確認しました。

小久保委員さんは別の日に現地をご確認いただきました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

現地の状況ですが、申請地に接する道は、人が歩くのがやつの赤道でございまして、●●●に向かって傾斜しており、申請地は竹林が生い茂っている状況でした。

申請地の隣接には、太陽光発電がありますが、それ以外の周囲の現況は、山林でございます。今回、申出する契機につきまして、申請地を含む周辺の山林の地権者4、5名で、県の補助事業を使って山林の整備をしたいという計画がございまして、それには、登記地目を畑から山林に変更する必要があることから、今回の申し出に至りました。

番号2について説明をいたします。

申請地は ●● 字 ●● 田 1筆 ●●㎡ ●●●●●●●●の北側約●●mに位置する土地でございます。

先ほどの案件と合わせて委員さんと現地を確認しました。

現地の状況は、かつては、水田として使われていたであろう形跡があり、水路に接しておりますが、公道には接していない狭い土地で、委員さんと雑草を踏み分けて入りましたが、山側は樹

木が迫ってしまっていて、上空はその枝と葉っぱにおおわれている状況でした。
私からの説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号1と2について意見を申し上げます。

まず番号1ですが、概要は事務局説明のとおりです。

人が歩いてしか入れないところでして、先ほど写真にもありましたが、太陽光パネルの横で竹藪と言っていいほど竹が繁茂しておりました。

現況は山林となっていますが、伐根して畑に戻すには無理があると思います。

重機も入らないところでした、やむを得ないと思っています。

番号2についても人が歩いてしか入れないところで、棚田状にはなっていて植えられていればキレイなんでしょうが、田に復元するには無理ではないかと思っています。

ご審議願いたいと思います。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

3名には●●日、私は●●日に現地を確認しました。

番号1は歩いてはいけますが車では行けない、放っておいてもつたいないなどと思いますが、写真のとおり竹が覆い茂っている状態ですので、仕方がないのかな、あきらめるしかないのかなと思いました。

番号2ですが、ここは私の家の近くで、ここは進入路がなく狭い田で、水源は近いのですが進入路がない、隣の家もかなり荒れている状態でここを管理することは無理と思います。

あと一つ付け加えると、ここで耕作することは無理でして、ここはサルの棲み処になっていて、作ってもサルの餌場になってしまいます。

やむを得ないと思います。以上です。

3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

番号1ですが、事務局の話のとおりで、入口は狭く入っていても竹藪がひどくて、重機も入らず農地に復元することは困難であると感じます。

番号2ですが、小久保委員のお話のとおりで、非常に荒れているところで、山も迫っていて、復元するにも大変と思います。

こういうところはもつたいないな、以前はきっと豊かな生活というか、大事な土地だったと思いますが、現状を考えると復元は無理ではと考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号 について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案は「農地に該当しない」と判断することに決しました。

議案第28号上程 特定農地貸付け規程の変更の承認について (1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第28号「特定農地貸付け規程の変更の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(小川主幹) 特定農地貸付け規程の変更について説明します。

特定農地貸付という、聞きなれない言葉だと思いますが、その内容はと言いますと、秩父市の農業政策課が管理している市民農園についての議案でございます。

農地の市民農園としての利用は、農地法の例外規定として特定農地貸付法という法律で定められておりまして、農業委員会の承認が必要となっておりますので、今回議案として提出いたしました。

申請番号1から15までございますが、当初市民農園を設置したときには、それぞれ農業委員会の承認を得てございます。

今回の案件については3番が変更、それ以外は廃止となっております。

先に3番の変更につきまして説明します。

ここは原谷橋の近くの横瀬川に面した市民農園でございますが、横瀬川の改修工事に伴い、堤防を設置するために提供した土地の面積が減少、合わせて市民農園として貸し出す区画の数が減少したという変更となっております。

次に廃止の案件でございますが、今回3番の区画変更の話があったため、整理をしたところ、1番～2番、4番～15番の市民農園が廃止となっていたため、事後報告になりますが、あわせて報告することにいたしました。

閉園の理由としては、土地の所有者から契約解除の申し出があった、あるいは、土地の所有者と秩父市との契約期間が終わり更新がなされなかった、という理由でございます。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

閉園となっているところについては、今後はどうなるのですか。

事務局(小川主幹) すでに農地転用されて住宅になっていたり、耕作されていないところもあります。1か所は耕作されておりました。以上です。

3区 小久保 健司推進委員 転用されているところもあるということですね。

事務局(小川主幹) そのとおりです。

1番 新井 範委員 1番 新井です。休憩をお願いいたします。

議長(横田 友会長) 暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑、または意見はありませんか。

5区 高田 忠一推進委員 よくわからないんで、審議もできないのですが、この閉園となったところは市が借りていた、ということですか。

事務局（小川主幹） そのとおりで、市が個人から農地を借りていたところ、契約解除の申し出があったとか、契約を更新しなかったなどの理由で、今は秩父市と契約していないということです。

5区 高田 忠一推進委員 今は個人が権利として持っているということ？

事務局（小川主幹） そうです。もともと個人の所有で市に貸していた訳ですが、いろいろな理由で所有者へ返したということです。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号「特定農地貸付け規程の変更の承認について」、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案は「承認すること」に決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和6年第6回定例総会を閉会いたします。